

研修生募集

佐野市新規就農塾 募集案内

品目

いちご

募集人数

若干名

応募資格

- ・ 18歳以上63歳未満までの方
- ・ 性別、農業経験の有無は不問、就農意欲のある方
- ・ 研修終了後、佐野市内での就農、居住が可能な方
- ・ 生産部会員として活動可能な方
- ・ 事前相談必須

受付期間

11月末日まで

(休日の場合は、翌開庁・営業日)

研修期間

4月から翌年3月まで

研修内容

現役生産者のもとで研修

就農時の
支援

就農準備資金に対応可能（個人条件あり）
農地の借入斡旋やハウスの整備に関する
支援、就農後の技術支援など

注：研修開始前に保証金50万円の預入れが必要となります。
(保証金は研修終了後にお返し致します。)

問い合
わせ先

佐野市役所 農政課 TEL：0283-20-3043
JA佐野 営農企画課 TEL：0283-24-3420

<就農に関する事業の紹介>

(注意) 令和7年度時点の内容のため、今後変更となる場合があります。
概要となりますので、詳細については別途ご相談ください。

新規就農者育成総合対策(国)

就農準備資金(研修期間中の研修生に資金を交付)

対象者: 就農予定時に49歳以下の者
交付額: 12.5万円/月(150万円/年)を最長2年間
主な要件
1. 独立・自営就農(※1)、雇用就農又は親元就農(※2)を目指すこと
※1 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
※2 就農後5年以内に経営を継承すること
2. 県が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
3. 雇用契約(常勤)を締結していないこと
4. 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
5. 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

経営開始資金(新たに経営を開始する者に資金を交付)

対象者: 独立・自営就農時に49歳以下の者
交付額: 12.5万円/月(150万円/年)を最長3年間
主な要件
1. 独立・自営就農する認定新規就農者であること
2. 経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
3. 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
4. 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

経営発展支援事業(就農後の機械・施設等の導入支援)

対象者: 49歳以下の認定新規就農者
支援額: 補助対象事業費上限 1,000万円
(経営開始資金の交付対象者は上限500万円)
補助率: 都道府県支援分の2倍を国が支援
(国の補助上限1/2)
主な要件
1. 独立・自営就農する認定新規就農者であること
2. 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
3. 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
4. 本人負担分について金融機関から融資を受けていること

経営資源有効活用リフォーム支援事業(県)

対象者: 経営資源を取得した認定新規就農者
(農業経営開始後5年以内)
補助率: 1/2以内 上限150万円
修繕対象
園芸施設、果樹棚、畜舎、農業機械等
※付帯設備の修繕やハウスの被覆資材等の交換も含む。
※施設の移設(解体、運搬、再設置)に要する経費も補助対象
※倉庫、運搬用トラック、パソコン、フォークリフト、ショベルローダー等、汎用性の高いものは補助対象外
※親族(三親等以内)から購入、又は借りている施設・機械は補助対象外

【問合せ先】安足農業振興事務所 TEL: 0283-23-1431

営農振興・担い手育成支援事業(JA佐野)

JA佐野では、地域農業振興の実現と農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けた農業関連・担い手育成事業等に関する農業者支援事業を実施しております。

この事業では、新規就農者を対象とした取組・支援をしております。

事業内容はこちらから



【問合せ先】JA佐野 営農企画課 TEL: 0283-24-3420